

「電気自動車(EV・HV)等の整備業務における特別教育」のご案内



※名称が変更されました(旧名称:低圧電気取扱い作業に関する特別教育)

近年、電気を動力源とする自動車(EV、HV)の保有台数は年々増加しており、これらの車両の普及状態を鑑みると、整備業務に対する需要は今後更に増加すると考えられます。このことから、作業者は労働安全衛生法で定める特別教育にて、これら車両の構造や作業に伴う危険・有害性について理解していただき、労働災害を防止することが望まれています。

つきましては、以下の内容で講習を行いますので、受講を希望される方は内容をよくお読みになり別紙の申込用紙にご記入の上FAXにてお申込みください。

1. 日程及び会場

会場 (一社)鳥取県自動車整備振興会 〒689-2104
中部支部 2階 鳥取県東伯郡北栄町弓原334

日程 令和8年7月22日(水)

2. 講習時間

受付 9:30~10:00

講習 10:00~17:00

3. 受講対象者

ハイブリッド車・電気自動車等の50V以上の電気回路に係わる作業を行う方で[3級整備士以上](#)の資格を有する方を対象といたします。(車体整備士は除く。)

4. 定員

定員 25名(先着順) ※申込者が5名に満たない場合、開講しない場合があります。

5. 受講料、テキスト代

受講料 3,500円(消費税含む)

テキスト代 1,650円(消費税含む)

6. 修了基準

全講習時間を受講し、修了テストで70点以上の方に修了証を交付いたします。

7. 申込方法

鳥整振ホームページ→講習・研修より別紙の申込書をダウンロードをしていただき、FAXにてお申し込みください。**併せて、合格証又は整備手帳のコピーも添付お願いいたします。**

8. その他

以前に「低圧電気取扱い作業に関する特別教育」を受講された方は、新たにこの教育を受講される必要はありません。

※本件に関する問い合わせは、振興会 事業教育部 までお願いします。